

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

受付印

(あて先) 穴水町長	(特別徴収義務者) 給与支払者	住所(居所) 又は所在地	〒										特別徴収義務者 指定番号				
令和 年 月 日提出		氏名又は名称	㊞										この係 の届連 出絡に 先	所属課・係			
		個人番号 又は法人番号															氏名
																電話番号	

①退職など異動があった場合は、すみやかに提出してください。

給与所得者		(ア)	(イ)	(ウ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収	1月1日以降退職時 までの給与支払額
氏名	特別徴収税額 (年税額)	徴収済額	未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年月日				異動の事由
氏名		円	月分から 月分まで	円		1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 育児休業 5. 死亡 6. その他	1. 特別徴収継続 →③を記載してください 2. 一括徴収 →②を記載してください 3. 普通徴収 (残額を個人で納付) →②一括徴収できない理由 欄を記載してください	円
個人番号								
1月1日 現在の住所			円					円
給与の支払 を受けなくな った後の住 所								

②退職などで給与を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定			一括徴収した税額は 月分 (納期限 月 日) で納入します。	一括徴収できない理由	
1. 異動が12月31日までで、申し出があったため(月 日申出) 2. 異動が1月1日以後で、特別徴収継続の希望がないため	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)		円	1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申し出がないため 2. 5月31日までに支払われる給与又は退職手当等が未徴収税額より少ないため 3. その他理由()
	月 日	円	円			
異動者印	月 日	円		円	※退職者の未徴収税額について1月1日から4月30日の間に退職した方の残額については、本人の申し出がなくても退職時に一括徴収することが義務づけられています。なお、それ以外の間に退職された方についても、本人の了解を得て、なるべく一括徴収の方法で納入して下さるようお願いいたします。	

③転勤等による新たな勤務先において特別徴収継続を希望される場合は、次の欄にも記載してください。

新 た な 勤 務 先					
住所(居所) 又は所在地	〒			特別徴収義務者 指定番号	左記新特別徴収義務者へは 月割額 <input style="width: 100px;" type="text"/> 円を <input style="width: 50px;" type="text"/> 月分から徴収するよう連絡済です。
フリガナ				この係 の届連 出絡に 先	
氏名又は名称				所属課・係	
				氏名	
				電話番号	